

## 第 7 章

# スポーツ・レクリエーション、 文化及び国際交流

### 1 基本方針

スポーツ・レクリエーション、文化活動は、人間形成の面からも、生活の質を高めるためにも、さらに、心身の健康という点からも大切です。障害のある人にとってこれらの活動は、気分転換や楽しみとなると同時に、心身機能の維持・向上に寄与し、生き生きとした地域生活の実現につながります。従って、これらの活動の機会が限られがちな障害のある人のために活動の機会を十分に確保し、活動を通して社会参加を促進することは非常に重要な課題です。そのため、スポーツ・レクリエーション、文化活動を日常的かつ自主的に取り組むことができるよう、その環境を整備し、これらの活動を推進する必要があります。

また、障害のある人がこうした活動を通して社会に参加することは、地域社会における障害のある人への理解の促進にもつながります。

これらの活動に加え、国際交流活動への障害のある人の参加の支援や、学校教育の場で国際交流活動の機会を設ける必要があります。船橋市は、現在、海外の3都市と姉妹・友好都市を結んでおり、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後も推進することが大切です。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- 〔課題〕(1) スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進
- (2) 国際交流の推進

### 2 現状と課題

#### (1) スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進

「平成18年度船橋市障害者計画基礎調査」によると、自由時間の使い方として、スポーツ・レクリエーション、文化活動に充てる割合は少なく、半数以上の人々が「家でゆっくりくつろぐ」を挙げています。これは、前回調査を行った平成7年度当時より10ポイント以上高い結果となっています。このことから、障害のある人がスポーツ・レクリエーション、文化活動に参加しやすい環境を整え、参加機会の確保に努めることが大切です。

スポーツ、文化施設については、障害のある人が利用しやすい施設への改善が徐々になされていますが、配慮が不十分な施設については、「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針」に沿い、障害のある人が利用しやすいよう整備を図っていく必要があります。

市の施設では、市民文化ホール及び市民文化創造館では聴覚補助装置の導入など、障害

のある人が利用しやすい環境を整え、利用の促進を図っています。今後もこのように障害のある人が利用しやすい施設の整備を図る必要があります。

市では、身体障害者福祉センターにてアーチェリー教室や書道・陶芸などの文化教室、中央公民館では知的障害者の交流の場となる青年教室「若草の会」を開催しています。そのほか、いくつかのスポーツ行事にも、障害のある人の参加がみられます。今後も、こうした事業の充実を図る必要があります。

市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業においては、障害のある人の参加は少ないことから、体育指導委員等への研修や講習を通じて啓発を図ったり、障害のある人の参加に配慮するなどして、障害のある人の参加機会の拡充を図る必要があります。

千葉県が主催している千葉県障害者スポーツ大会に障害のある人の参加を促進しています。障害のある人がスポーツの楽しさを体験することで、社会参加の推進につながることも、今後も参加の促進を図る必要があります。

障害のある人の創作活動の成果を発表する場として、毎年12月3日から9日の「障害者週間」に記念事業を開催し、その中で作品展を実施しています。今後もこうした発表の場の充実を図る必要があります。

千葉県などにより、障害のある人のスポーツ・レクリエーションのための指導員養成講座が開催されています。障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及のため、講座への参加を促し、指導者の確保を図る必要があります。

身体障害者福祉センター、船橋市地域活動支援センター及び民間の日中活動を行う事業所では、障害のある人のためのスポーツ・レクリエーション活動と創作的活動を行っています。今後もこれらの事業を推進する必要があります。

障害福祉施設や地域活動支援センター、障害者団体などにおいて、ソフトボール、水泳、運動会、夏祭り、絵画、音楽、旅行など多様な自主的活動が行われています。また、障害のある人の文化活動の自主的発表の場として、絵画の展示会が開催されるなどしています。市では、このような活動を支援するため、共催や後援などの形で事業に参加し、広報などを通じ参加の促進や事業内容の充実を図っています。今後もこうした活動の充実に努める必要があります。

市では、ふなばし市民大学校スポーツ健康学科において、地域でスポーツ・レクリエーション行事を企画・運営するスポーツリーダーを育成するとともに、町会・自治会からの推薦により体育指導委員を任命しています。こうした人材に障害のある人についての理解を深めてもらうことが大切です。

文化活動は障害のある人とない人がサークルなどで一緒に活動することが比較的容易であることから、サークルなどの文化団体に対して、団体からの求めに応じて、障害のある人の理解に関する相談を行うなどの必要があります。

文化団体の中には、障害福祉施設などへの訪問・交流を希望している団体がいくつかあります。文化団体による障害のある人との交流は、障害のある人の文化活動への参加の機会を拡充するものとして意義があることから、文化団体によるこうした活動を支援する必要があります。

学校においては、障害のある児童生徒が活発にスポーツや文化活動に取り組んでいます。障害のある児童生徒が自分の生活を豊かにするため、また、健康を保持・増進する意味からも、学校教育終了後においてもスポーツや文化活動に目を向けられるよう、学校におけるスポーツ、文化活動の一層の充実を図る必要があります。

特別支援学校や特別支援学級では、合同宿泊学習や、合同キャンプ、スポーツ大会への参加を行い、校外活動の充実を図っています。また、親の会の主催によりさまざまなスポーツ・レクリエーション活動が行われています。今後も、こうした活動を支援し、充実を図る必要があります。

市の有料公共施設については障害のある人が利用しやすいよう、使用料の減免を行っています。また公民館についても障害者団体が利用する際、登録手続きを行うことで、使用料の減免を行っています。今後も障害のある人がスポーツや文化活動に参加しやすい環境整備の充実を図る必要があります。

## (2) 国際交流の推進

船橋市は、首都東京と新東京国際空港の間に位置することから、世界各国から多くの外国人が訪れ、また、居住しています。こうした国際化に対応するため、また、市民及び民間団体の姉妹都市提携への期待を受けて、市では、アメリカ・ハイワード市、デンマーク・オーデンセ市と姉妹都市を、中国・西安市と友好都市を締結しています。そして、船橋市国際交流協会をはじめ、民間団体や市民が担い手となり、これら3つの姉妹・友好都市を中心として、さまざまな国の都市と市民レベルの交流を進めています。より広い市民

レベルでの交流を進めるために、今後も障害のある人が国際交流活動へ参加しやすいよう努める必要があります。

障害のある人による国際交流については、例えば北総育成園が平成5年に韓国・全州恩花学校と姉妹結縁を行い、平成7年には同園の演劇グループがデンマークで公演、平成16年には車椅子社交ダンス普及会船橋支部がハイワード市を訪問しました。また、民間の事業所による自主的な交流活動として、海外の事業所との交流や、外国人講師の招聘など、多様な活動が行われています。今後も、こうした交流活動の促進を図る必要があります。

平成19年には、市制70周年を記念して3つの姉妹・友好都市の代表団及び文化団を招聘し、その中で、文化団が市立特別支援学校を訪問するなど、交流活動を行っています。こうした交流をより充実させることも必要です。

国際交流を進めるに当たって、例えば福祉の先進国であるデンマークのオーデンセ市などからは、障害福祉に関して参考となる事例も多いと思われます。今後、姉妹都市交流などを通じて、海外の福祉機関と障害福祉に関する情報交換を図っていくことも必要です。

### 3 施策の方向

#### (1) スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進

##### 施設のバリアフリー化の推進

スポーツ、文化施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めます。

##### 各種事業などの充実

千葉県が実施するスポーツ大会への参加の促進や、文化活動の成果を発表する場の充実、障害のある人のスポーツ・レクリエーションの指導者の確保、日中活動の充実など、障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の実施及び参加に配慮した事業の開催に努めます。

##### 自主活動の促進

障害のある人の自主的な活動を共催・後援などの形で協力することで、活動の推進・支援に努めます。

##### 地域への受け入れ・交流の促進

地域のスポーツ、文化団体に障害のある人を受け入れやすい環境の整備に努めます。また、文化団体による障害のある人との交流の支援に努めます。

##### 学校におけるスポーツ、文化活動の充実

生涯にわたりスポーツ、文化活動に親しむ態度・能力の育成に努めます。  
学校の校外活動の充実に努めます。

### 使用料減免による参加の促進

有料公共施設の使用料を減免することでスポーツ及び文化活動、生涯学習の機会の促進を図ります。

## (2) 国際交流の推進

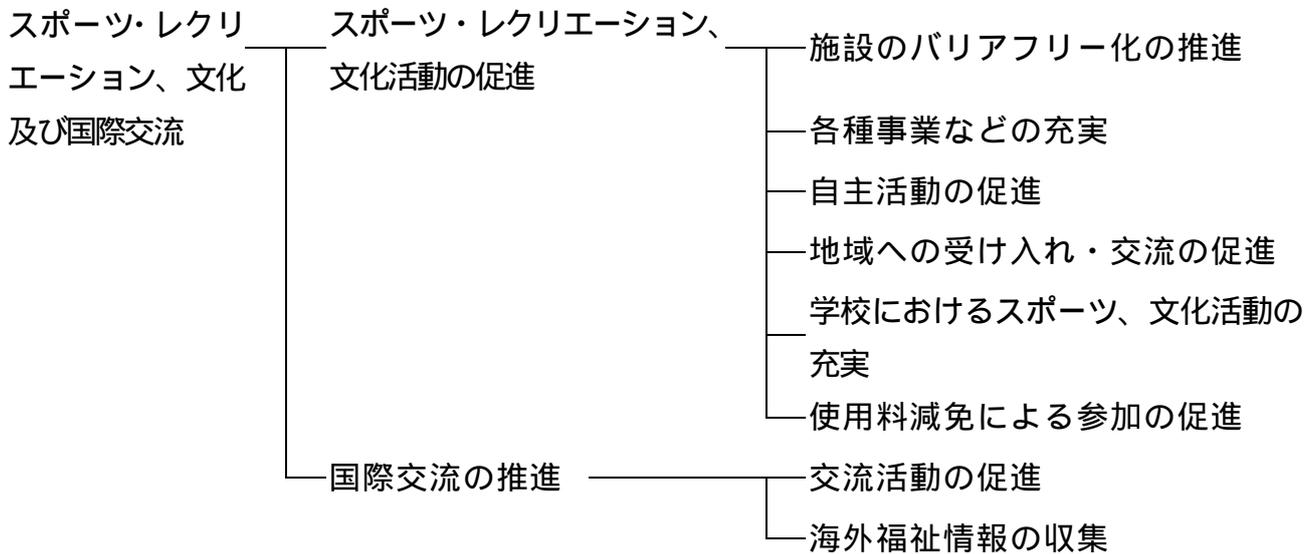
### 交流活動の促進

国際交流事業に障害のある人が参加しやすいよう努めます。また、障害のある人による国際交流への支援に努めます。

### 海外福祉情報の収集

姉妹都市交流などを通じた海外の福祉機関との情報交換に努めます。

## 4 施策の体系



**5 施策の内容**

**(1) スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進**

施策の方向	施策	内容	担当課
文化の推進	スポーツ、文化施設の整備の推進	スポーツ、文化施設の新設または改修を行うに当たり、障害のある人の利用に配慮した整備を図る。	文化課 生涯スポーツ課
各種事業などの充実	スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	<p>障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施する。</p> <p>市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催に当たり、障害のある人の参加に配慮する。</p>	障害福祉課 文化課 生涯スポーツ課 公民館
	千葉県スポーツ大会への参加促進	広報媒体の活用などにより、千葉県障害者スポーツ大会への参加を促進する。	障害福祉課
	作品発表の場の充実	障害者週間記念事業における作品展など、障害のある人の文化活動の成果を発表する場の充実を図る。	障害福祉課
	障害のある人のスポーツ・レクリエーション指導者の確保	千葉県などが開催する障害のある人のスポーツ・レクリエーションのための指導員養成講座への参加を促し、指導員の確保を図る。	障害福祉課
	日中活動の充実	障害のある人の日中活動におけるスポーツ・レクリエーション、創作的活動などの充実を図る。	障害福祉課
	精神障害者社会復帰施策の推進	船橋市地域活動支援センターが行う事業の一環としてのスポーツ・レクリエーション、創作的活動などを推進する。	保健所

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
自主活動の促進	自主活動の促進	<p>障害福祉施設、地域活動支援センターや障害者団体などの自主的なスポーツ・レクリエーション、文化活動を促進・支援する。</p> <p>障害のある人による自主的な作品発表活動を支援する。</p>	障害福祉課
地域への受け入れ・交流の促進	地域スポーツリーダーへの障害のある人の理解の浸透	地域スポーツを推進する体育指導委員や、ふなばし市民大学校スポーツ健康学科の学生などに、障害のある人への理解の浸透を図る。	社会教育課 生涯スポーツ課
	文化団体による障害のある人の受け入れの支援	文化団体からの求めに応じて、障害のある人の理解に関する相談などを受けつけることで、障害のある人の文化活動への参加を推進する。	障害福祉課
	文化団体による交流活動の支援	障害福祉施設などにおける文化団体の発表活動を支援することで、障害のある人との交流活動を促進する。	障害福祉課 文化課
学校におけるスポーツ、文化活動の充実	学校におけるスポーツ、文化活動の充実	生涯にわたって各種のスポーツ、文化活動に親しみ、健康で潤いのある生活を送るため、その基礎づくりとなる学校におけるスポーツ、文化活動の充実を図る。	指導課 保健体育課 総合教育センター
	校外活動の充実 〔再掲〕	学校での校外活動を通してさまざまな体験を学べることから、学校における校外活動の充実を図る。	総合教育センター

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
使用料減免による参加の促進	スポーツ、文化活動への参加の促進	有料公共施設の利用について、障害のある人が利用する際に使用料を減免することで、スポーツ、文化活動への参加促進を図る。	関係各課
	生涯学習への参加の促進	障害者団体が公民館などを利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の機会の推進を図る。	障害福祉課 公民館

## (2) 国際交流の推進

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
交流活動の 促進	国際交流事業への障 害のある人の参加の 推進	姉妹都市交流など国際交流事業に、障害のある 人が参加しやすいよう努める。	国際交流室 障害福祉課
	障害のある人による 国際交流への支援	姉妹都市を中心とする国際交流を推進すると ともに、障害のある人の自主的な交流活動を支 援する。	国際交流室 障害福祉課
海外福祉情 報の収集	海外障害福祉情報の 収集	姉妹都市交流などを通じて、海外の福祉機関 と障害福祉に関する情報交換に努める。	国際交流室 障害福祉課